

《タイ》国家警察庁にサイバー犯罪捜査局（CCIB）が発足 —初代局長にコーンチャイ警察中将：有能な捜査官をリクルート中—

[2020年10月13日]

タイ国家警察庁本庁内に新設されたサイバー犯罪捜査局（CCIB：Cyber Crime Investigation Bureau）の初代局長に10月1日付で就任したコーンチャイ・クライクルン警察中将（Pol Lt Gen Kornchai Klaiклуeng：前中央捜査局人身売買制圧部長）は10月12日、同庁内でCCIBの今後の活動について記者会見を開いた。



コーンチャイ CCIB 初代局長

CCIBは、今年7月の閣議で機関新設が了承されており、同庁所管の中央捜査局（CIB）、公安局（Special Branch）、入国管理局（IB）などと同格の新しい「局」となり、局長（commissioner）には警察中将が任命されることが決まっていた。

コーンチャイ局長は記者会見で、CCIBは各部局から急遽異動になった警察官・職員合わせて333人で発足したが、人員ははるかに不足しており、現在民間も含めて有能な局員をリクルートしている段階であることを明らかにした（警察政策委員会の7月の決定では、同局は最終的に警察官・職員2,000人で構成されることになっている）。

これら新任の捜査官は、10月中は最新のコンピューター・テクノロジーとあらゆる種類のサイバー犯罪について基本的な研修を受けるとともに、技術的に高度ではない事案について捜査を開始する。その後の3ヵ月間はサイバー捜査の技量を磨くためのより難度の高い事案も担当していく。

CCIBがあらゆる種類のサイバー捜査を行えるだけの本格的な態勢が整った段階で、従来サイバー捜査を担当してきたCIB傘下のテクノロジー犯罪制圧部（TCSD）からすべての業務を引き継ぐことになるという。

海外のサイバー捜査機関のカウンターパート

同局長によると、データのハッキングやオンライン詐欺など緊急の対応を擁する刑事事件で、全国の第1-9管区警察局が直接被害届を受理した場合には、各管区警察局や各県警察本部のサイバー捜査部署がCCIBからの指示を待たずに捜査し事件を解決することが可能である。ただ、地方警察が装備や技術面での支援が必要な事案については、CCIBが所轄部署から当該事案を引き継いで捜査することになる。

コーンチャイ局長は、CCIBが今後1年以内に、インターネット上での名誉棄損や脅迫、フェイクニュース、オンライン賭博、違法取引などあらゆるサイバー犯罪に対応できる装備や要員を整備する方針を明らかにした。

また、CCIBは、デジタル経済・社会省所管下にある、ホークス（偽情報）やフェイクニュースの監視機関（捜査権なし）が探知したケースの捜査と法執行を担うとともに、海外

のサイバー捜査機関のカウンターパートとしての機能も果たすという。

さらに、将来的には、東部・チョンブリー、東北部・コーンケーン、北部・チェンマイ、南部・スラッタニーなど主要な地方都市に CCIB の支局を設置することも検討している。